平成３０年（フ）第３７２号
神戸市東灘区北青木３丁目13番10―318号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町６丁目１番３号　401号
債務者　佐々田由美子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０４号
神戸市長田区大谷町２丁目２番34号、従前の住所神戸市長田区松野通４丁目２番11―602号
債務者　滝本　敏志
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０号
山口県下関市綾羅木本町３丁目２番11号　タウニィー徳田　103号
債務者　岩切　　渉
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
沖縄県那覇市泉崎１丁目８番21号　サンハイツ喜納303
債務者　宿里　澄江
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１０９号
広島県福山市松永町４丁目16番55―402号サンライズ松永、前住所広島県福山市今津町７丁目９番15号　シャローム土生103
債務者　大朝　静香
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１１５号
広島県福山市西深津町７丁目５番26―13号
債務者　相方　和枝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市田戸台79番地４ＴＯＰ安浦第一402
債務者　齋藤　祐樹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１２１号
福岡県久留米市国分町34番地６　レジデンス国分102号、前住所福岡県久留米市国分町1302番地　国分ビル201号
債務者　中島　美貴
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２６号
福岡県久留米市津福今町609番地１　グリーンタウン津留崎Ｅ棟107号
債務者　今井るみ子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３５号
福岡県久留米市三潴町玉満2697番地１　サンシャインミヅマ105号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田1189番地10
債務者　泉　　郁香（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３８３号
名古屋市千種区今池３丁目16番22号　マンションクリビアちくさＡ―302号、住民票上の住所名古屋市千種区今池３丁目16番22号マンションとみＡ―302号
債務者　水谷　久男
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３５号
熊本市北区武蔵ケ丘７丁目５番１―501号上ノ窪団地２Ｃ―１
債務者　本田　峰香
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７４号
熊本市北区大窪２丁目６番20号、前住所熊本市中央区坪井２丁目１番29―605号　ウィル藤崎宮前
債務者　下村　文恵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３４号
熊本市東区健軍３丁目13番19号　プラーナハイツ201
債務者　森田　和正
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６００号
愛知県知多郡武豊町字中狭15番地　ディア・ビレッジⅠ　Ａ棟
債務者　荒木　健二
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２９号
名古屋市千種区自由ケ丘１丁目18番３―206号（西田代荘）
債務者　辻井ＫＨＷＡＮＫＵＥＮこと　ＩＡＭ　ＴＲＡＢＵＴＲＡ　ＫＨＷＡＮＫＵＥＮ
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部